

議第10号

高島市立保育園および小規模保育園設置条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和5年2月21日

高島市長 福井正明

高島市立保育園および小規模保育園設置条例の一部を改正する条例

高島市立保育園および小規模保育園設置条例（平成27年高島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同項第2号中「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。